

千葉県動物公園ボランティアーズ制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県動物公園（以下「動物公園」という。）の運営において、来園者の満足度の向上を図ること、及び動物や自然環境に対する関心をより高めることを目的として設置する千葉県動物公園ボランティアーズ（Chiba Zoological Park Volunteers : CZV、以下「CZV」という。）への登録及び活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 この要綱において構成員（以下「ボランティア」という。）とは、趣旨に賛同し、自発的に協力しようとする者で、第9条に規定する登録証の交付を受けて第13条に規定する活動を行う者をいう。

2 CZVは、会長及び副会長を各一人置き、活動の統括を行う。

3 ボランティアはCZV内の何れかのチームに所属する。

(ボランティアの登録資格)

第3条 ボランティアの登録ができる者は、第13条に規定する活動に積極的に参加できる18歳以上の者とする。

(定員)

第4条 ボランティアの登録定員は、年度ごとに、動物公園長（以下「園長」という。）が別に定める。

(登録申請)

第5条 ボランティアの登録をしようとする者は、園長が別に定める募集期間内に千葉県動物公園ボランティアーズ登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を園長に提出しなければならない。

2 募集は期間を定めて行い、募集期間は募集開始後、概ね1ヶ月とする。募集方法を含めた詳細は、園長までの決裁を経て決定する。

(ボランティア登録者の選考・決定)

第6条 CZV への登録は、個別面談により、園長が決定する。

2 個別面談は、園長および園長が指名した者により行う。

3 個別面談に際し、登録申請書に不備のないこと、及び当制度の目的が理解されていることを確認する。

(ボランティアの登録期間)

第7条 ボランティアの登録は、年度ごとに継続および退会の意思を確認し、登録に反映する。

(登録証の交付)

第8条 園長は、第6条の規定によりボランティア登録者を決定したときは、当該決定者に対し千葉市動物公園ボランティア登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付する。その他、活動にあたって帽子とベストを貸与する。

2 ボランティアは、動物公園内でボランティア活動に従事するときは、常に登録証を携帯し、帽子とベストを着用しなければならない。

(養成事業)

第9条 動物公園は、ボランティアが円滑にボランティア活動に従事することができるよう、ボランティア養成講座及び動物公園の情報提供等、以下の内容に関する養成事業を行う。

(1) ボランティア新規登録者に対する養成講座

千葉市動物公園ボランティア養成講座の内容

項目	内容
当制度の趣旨に関わる こと	①当動物公園が期待するボランティア活動について ②当動物公園の沿革・概要・方針について ③これまでのボランティア活動の紹介 ④当園のボランティア活動見学
動物園及び当動物公園 に関すること	①動物園の社会的役割 ②当動物公園のイベント概略 ③当動物公園の飼育・展示動物の特徴 ④当動物公園の組織

- (2) 要綱第13条第1号に規定する「展示動物の解説」(特に新着動物)に関する研修
- (3) ボランティア活動をするにあたってのレベルアップ研修(接遇研修、解説手法の研修など)
- (4) 要綱第13条第2号に規定する自主研修及び情報収集活動に必要な支援講座の内容は次表のとおりとし、原則として講師は動物公園の職員が担当するが、内容によっては動物公園の職員以外の講師を依頼する場合もある。

(登録の取消)

第10条 園長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから退会の申し出があったとき。
- (2) 第1条の趣旨に反する行為など、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) その他園長が必要と認めたとき。

2 ボランティアは、前項の規定により登録を取り消されたときは、速やかに登録証・その他貸与された物品を園長に返還しなければならない。

(再登録)

第11条 前条第1号において一時的な理由によりに退会した者が再登録を希望する場合は、選考を経ずに登録できる。

(ボランティア登録名簿)

第12条 千葉市動物公園企画広報班は、千葉市動物公園ボランティア登録者名簿(様式第3号)を作成し、これを管理するものとする。

(活動内容)

第13条 ボランティアの活動内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 来園者に動物に対する関心をより深めてもらうとともに、安全で快適な環

境を提供するため、展示動物の解説をはじめ、動物公園が主催又は共催するイベントへの協力、施設案内及び美化、動物公園が必要とする自発的な活動等に関すること。

(2) 前号に規定する活動を行う上で、必要な自主研修及び情報収集活動に関すること。

(3) その他、必要と認められる活動については、動物公園と協議する。

(活動日数及び活動時間)

第14条 ボランティアの活動日数は、原則として1か月あたり2日以上とし、前条第2号に規定する活動は、原則としてこれを活動日数に算入しないものとする。

2 ボランティアの活動時間は、原則として開園日の開園時間内とする。ただし、動物公園の要請に応じて、開園時間外の活動も認める。

(活動報告書の提出)

第15条 ボランティアは、活動日当日、千葉市動物公園ボランティアーズ活動報告書(様式第3号)により活動内容等を報告しなければならない。また、チームでの活動があった場合は別途、チーム活動報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(報酬及び交通費)

第16条 ボランティアの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費は自己負担によるものとする。

2 入園料、駐車場料金は、ボランティア登録証を提示することにより免除とする。

(報酬及び交通費)

第17条 ボランティア活動中に起こった損害賠償責任事故と傷害事故は、千葉市ボランティア活動補償制度内で補償する。

(CZVにおける会議体)

第18条 ボランティアの円滑な活動を推進するため、以下の会議体を置く。

(1) チーム定例会

CZV 各チームリーダーが主催するものとし、チームに所属しているボランティ

アを対象として、適宜、開催する。

(2) CZV 定例会

動物公園が主催するものとし、CZV に所属しているボランティア全員を対象として、原則として月に1回開催する。

(3) 運営委員会

(ア) 動物公園は、ボランティアの円滑な活動を推進するため、動物公園に千葉市動物公園ボランティアーズ活動運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(イ) 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

A) 動物公園長

B) 動物公園副園長

C) 動物公園企画広報班員

(ウ) 運営委員会に委員長を置き、会長をもってこれに充てる。

(エ) 委員長が主催するものとし、運営委員を対象として、原則として懇談会に続き開催する。

(4) 定期総会

会長が主催するものとし、活動年度終了後に速やかに開催し、前年度の事業および会計報告と当年度の事業計画・予算および人事案件を審議し、出席会員の多数決により決議する。

(5) 臨時総会

必要に応じて会長が招集する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの登録及び活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。